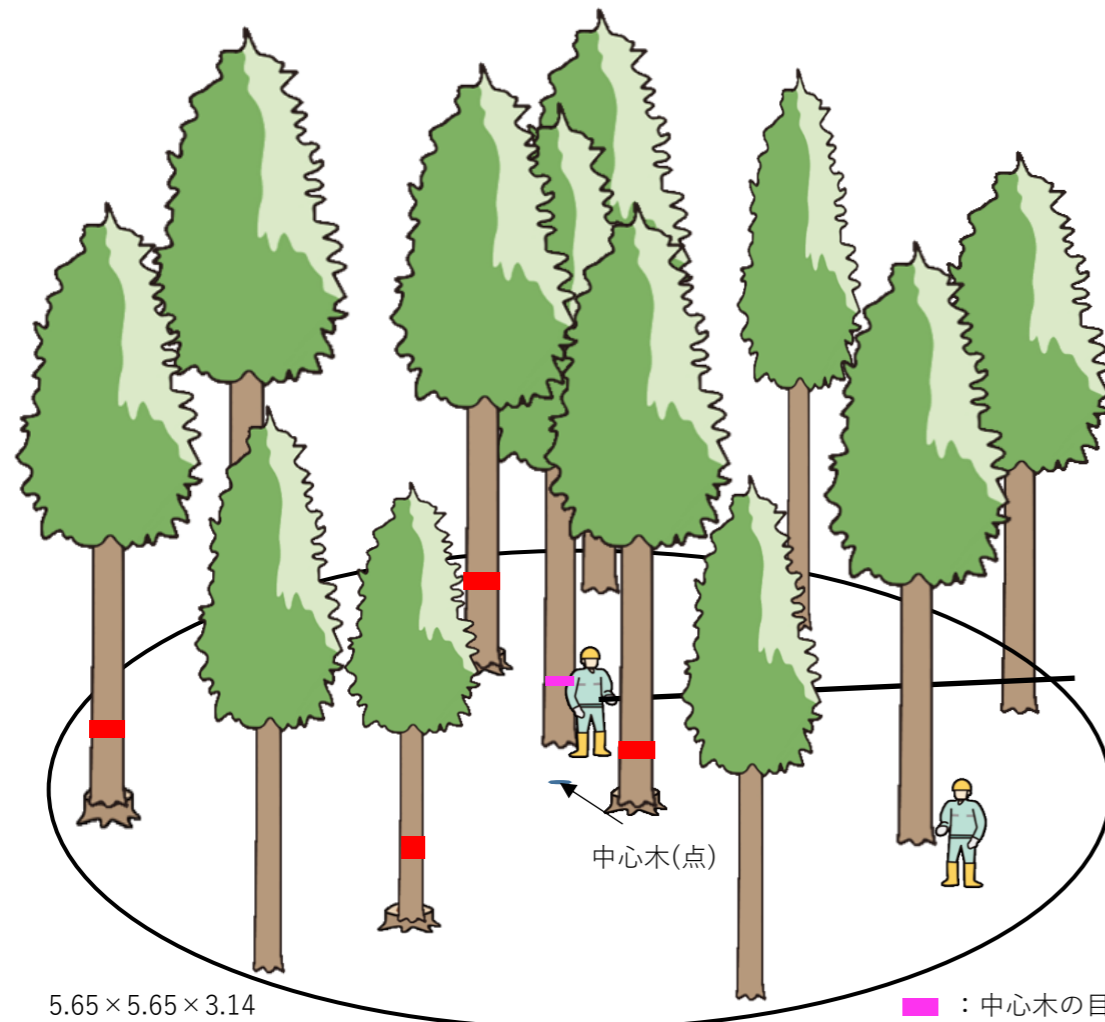


簡易標準地調査（円形プロット）について

【留意事項】

- ・この調査は、「盛岡市幼齢造林木食害対策支援事業」の事前調書提出時に必要となります。
- ・調査方法は、「円形プロット」又は「方形プロット」のどちらかで行ってください。
- ・調査結果は「プロット調査報告書」に記載し、事前調書とともに提出してください。
- ・中心木(点)に表示をしてください（杭設置、テープなど）。
- ・**忌避剤散布を予定している調査木に表示**をしてください（テープ、調査報告書の通し番号）。
- ・一施業地につき、プロット調査を二箇所以上（※1）行ってください。



$$5.65 \times 5.65 \times 3.14$$

$$\approx 100.24 \text{ m}^2$$

■ : 中心木の目印

■ : 防除予定木の目印

【調査方法（事前調書提出時）】

- 中心点に立って釣り竿を所定の長さで円を描く様に廻しながら、円内にある立木本数を測定する。
- 調査者の片腕分の長さ等を考慮した釣り竿を使用する。
※釣り竿の先端部にピンクテープ表示をすると本数の確認がしやすい。
- 釣り竿は水平に廻すこと。
- 事業対象木に目印及び番号をつけること。

※1 必要なプロット箇所数は以下のとおりです。

事業面積	プロット数
1 ha未満	2箇所以上
1 ha以上 5 ha未満	3箇所以上
5 ha以上	5箇所以上

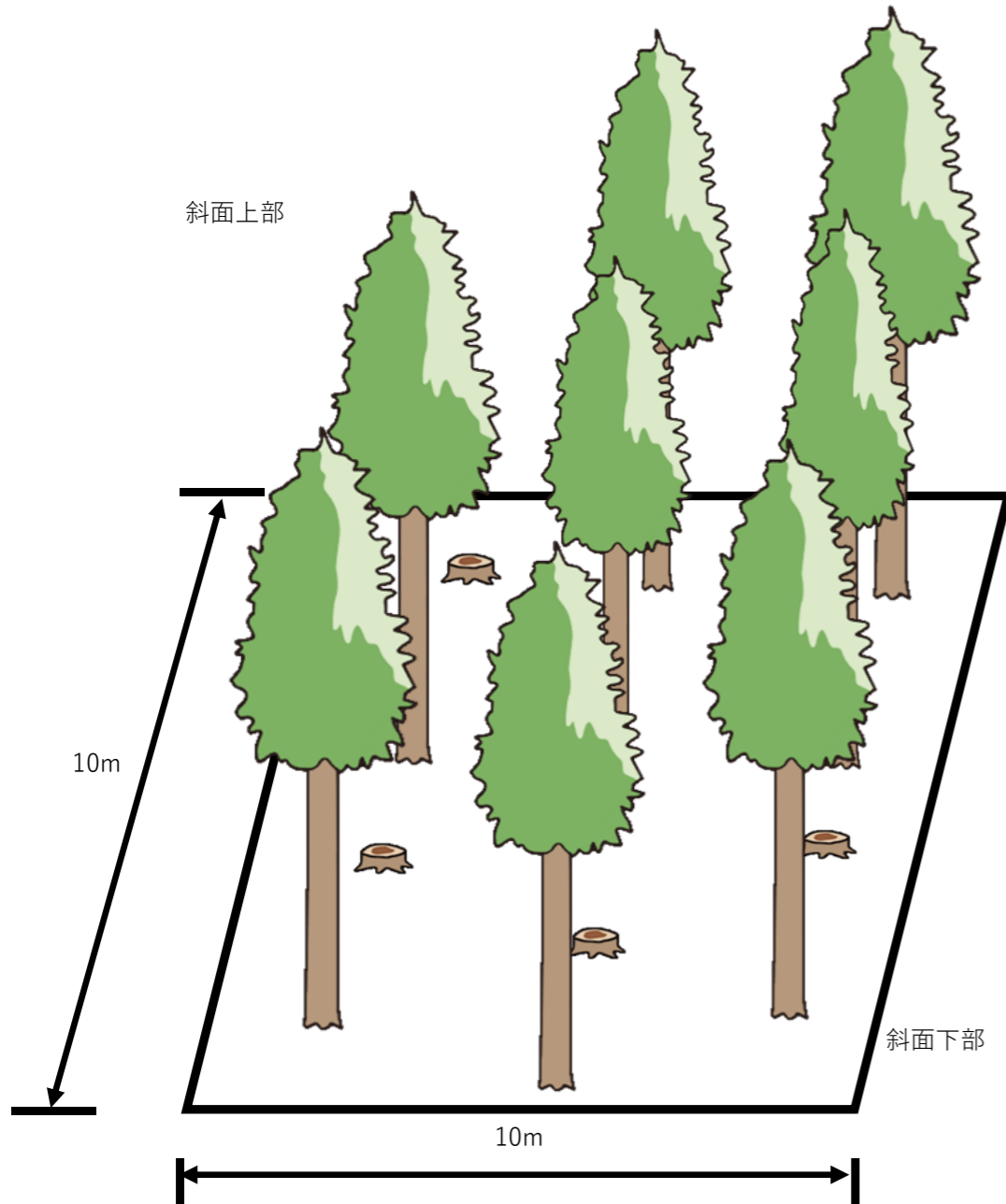
【測定半径について】

- 5.65mとする(=釣り竿4.5m + 腕を広げた長さ1.15m)
半径5.65mの場合、測定面積は約100㎡となります。
- 左図の場合
立木本数 8本 ⇒ha当たり 800本

標準地調査（方形プロット）

標準地（プロット）調査方法の一つで従来実施されてきた方法。

本数確認程度の調査でも方形設定に時間を要する。



水平距離10mの場合の斜度毎の斜距離換算表

水平距離	斜度							
	5	10	15	20	25	30	35	40
10m	10.1	10.3	10.5	10.7	11.0	11.5	12.1	13.0

調査方法

○調査員2人で巻尺を使用して方形に標準地を設定

横方向に対して10mを測定し杭等を設置

縦方向に対して10mを測定し杭等を設置

※1 斜度により、距離が変わるので注意

※2 斜度が急になるほど距離が長くなる

○10m×10mの方形 測定面積は100m²

○左図の場合

立木本数 8本 ha当たり 800本

調査必要器具等（詳細調査）

- ・巻尺（最低20m以上のもの）
- ・計算機（距離換算に必要）
- ・表示テープ
- ・調査野帳
- ・カメラ

$$A = \cos \chi^\circ \times a$$

